

愛知県健康づくり推進協議会開催要綱

(目 的)

第1 少子高齢化や疾病構造の変化が進む中、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、健康長寿あいちの実現を目指し、県民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するため、愛知県健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2 協議会は、前項の目的のために次の事項について協議する。

- (1) 県民の健康の増進及び健康長寿あいち実現のための方策の検討
- (2) 健康づくり施策に係る関係機関・団体等との連携
- (3) 「健康日本 21 あいち計画」、「愛知県がん対策推進計画」及び「愛知県歯科口腔保健基本計画」の推進と進捗状況の評価及び見直し
- (4) その他必要な事項

(構成員)

第3 協議会は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 県議会の議員
- (3) 公衆衛生関係団体の役員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学校関係者の代表
- (6) 市町村の長
- (7) その他必要と認める者

(運 営)

第4 協議会に会長を置き、会長は構成員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(部 会)

第5 協議会は、協議事項に係る検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、健康づくり及び生活習慣病対策の個別の問題について検討する。
- 3 部会の運営に関しては、別に定める。

(公 開)

第6 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を公開しないことができる。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成 12 年 3 月 28 日愛知県条例第 19 号）の不開示情報に関する調査・審議の場合
- (2) 協議会を公開することにより、適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(会議録)

第7 会議録については、保存年限を5年、最新の会議録等についてはホームページに掲載する。

(会議の特例)

第8 会長が緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない理由がある場合には、構成員に議事の概要を記載した書面を送付し、その意見を徴し又は賛否を問うことにより協議会の開催に代えることができる。

(庶務)

第9 会議の庶務は、保健医療局健康医務部健康対策課において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成24年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。